

○鳥取大学大学院連合農学研究科課程修了に係る学位論文の基礎となる学術論文の取扱いに関する申合せ

令和3年6月7日

第401回(臨時)鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員会承認

連合農学研究科における課程修了による博士の学位の審査等について、鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則（平成元年連合農学研究科規則第2号。以下「細則」という。）第2条に定める「学位論文の基礎となる学会誌等に発表した学術論文」は、細則第4条第4項により「公表したもの又は公表予定のものをいう」としているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、次のとおり取扱うものとする。

1. 「学位論文の基礎となる学会誌等に発表した学術論文」について、次項に定める申請には、公表したもの又は公表予定のもの以外に、当該申請時に既に投稿しているものを含めることができる。
2. この取扱いの対象となる申請は、令和3年9月又は令和4年3月に学位の授与を受けようとする者による申請とする。ただし、令和2年3月31日以前に退学した者による申請を除く。
3. 学位論文提出時に提出した「学位論文の基礎となる学会誌等に発表した学術論文」が、公表したもの又は公表予定のもの以外の場合は、学位論文提出時に当該論文の投稿証明書（投稿証明書がメール、ウェブページ等である場合は、当該メール、ウェブページ等の写しでよいものとする。）を細則第4条に定める書類とともに連合農学研究科長に提出しなければならない。
4. 前項に定める場合で、学位論文が受理されたときは、公開審査会開催日2日前（鳥取大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（平成16年鳥取大学規則第45号）第7条に規定する休日を除く。）の17時までに「学位論文の基礎となる学会誌等に発表した学術論文」が公表された又は公表予定となったことが分かる書類を連合農学研究科長に提出しなければならない。
5. 前項に定める書類が期限までに提出されなかった場合は、当該学位申請は、受理されなかったものとし、学位の授与を受けようとする者は、改めて学位を申請するものとする。

附 則

この申合せは、令和3年6月7日から施行する。